

令和5年度第2回岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会の概要

1 開催日時

令和6年2月6日（火） 午前9時30分から午前11時25分まで

2 開催場所

岩手県公会堂 21号室

3 出席者

(1) 委員（5名出席）

望月 敦允 委員長、阿部 瑛子 委員、松林 由里子 委員、吉田 敏恵 委員、雷 哲也 委員

(2) 県側出席者

（出納局）木村会計管理者兼出納局長、佐藤副局長兼総務課総括課長、千葉入札課長

（県土整備部）田家建設技術振興課技術企画指導課長

（医療局）青木経営管理課総務担当課長

（企業局）菊地経営総務室予算経理担当課長

ほか抽出工事説明職員

4 開会

事務局から開会を宣言し、委員7名中5名が出席しており会議が成立することを報告した。

5 挨拶

（木村会計管理者兼出納局長）

おはようございます。

まず、今般の令和6年能登半島地震で犠牲になられた方々に心からお悔やみ申し上げますとともに、被害に遭われた皆様にお見舞い申し上げます。

令和5年度第2回岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会の開会にあたりまして一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、御多忙中のところ御出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

また、12月の委員改選におきまして、委員への就任をお願いしたところ、御快諾を賜り、重ねて御礼を申し上げます。

本日の委員会では、令和5年4月から令和5年9月までの契約工事などについて、御審議いただきますが、最近の県営建設工事を取り巻く情勢について御説明申し上げます。

本県においては、震災復旧・復興工事が概ね完了し、後ほど担当から御説明いたします資料についても復旧・復興工事とそれ以外の工事との区別をなくし、平常時の取扱いに戻すこととしたところ です。

今国会では、持続可能な建設業の実現に向けて建設業法、入札契約適正化法の改正に向けた動きがあると伺っており、公共工事に対する国民の信頼の確保と建設業の健全な発達を図るためにも、県には、引き続き入札契約の適正な執行が求められています。

また、4月からは建設業においても時間外労働の上限規制が適用され、県が発注する工事には週休

2日を想定した工期を設定するなど、働き方改革の実現に向けて取り組んでおり、DXを推進するため県営建設工事の電子保証制度について、令和6年度からの導入に向け、準備を進めているところで

す。
本日の審議の中で委員の皆様からいただきました御意見を踏まえまして、今後の取り組みに生かして参りたいと考えておりますので、忌憚のない御意見を賜りますようお願いを申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

6 議事

(1) 委員長の互選について

(佐藤副局長兼総務課総括課長)

議事(1)の委員長の互選についてお諮りいたします。

岩手県附属機関条例第4条第1項の規定により、委員長は、委員の互選によることとされております。

当委員会では、これまで委員からの指名推薦により委員長をお決め頂いておりますが、今回も同様の取扱いとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは、どなたか御推薦はございますか。

(雷委員、挙手「はい」)

雷委員、お願いします。

【雷委員】

法律の専門家であり、公正な判断力を備えている望月委員がふさわしいと思います。

(佐藤副局長兼総務課総括課長)

ただいま雷委員から、望月委員を推薦するとの御発言がございましたが、ほかにございますか。

それでは、雷委員から御推薦のとおり、望月委員を委員長に選任することについて、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

ありがとうございます。

御異議なしとのことでございますので、委員長は望月委員にお願ひいたします。

それでは、条例第4条第3項の規定により、委員長が会議の議長となりますので、望月委員長には議長席にお移りいただき、御挨拶を頂戴したいと思います。

【望月委員長】

岩手弁護士会の望月です。

若輩の身ではありますが、委員長は私の方で務めさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

(佐藤副局長兼総務課総括課長)

ありがとうございます。

それでは、以降の議事進行につきましては、望月委員長にお願ひいたします。

なお、木村出納局長は、ここで所用により退席させていただきますので、御了承願ひします。

(木村出納局長退席)

(2) 職務代理者の指名について

【望月委員長】

議事(2)の職務代理者の指名についてですが、条例第4条第5項の規定に基づき、委員長の職務代理者を指名したいと思います。

職務代理者には田村委員を指名します。

(3) 部会員の指名について

【望月委員長】

議事(3)の部会委員の指名についてですが、条例第7条第1項第9号及び岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会運営規程第8条の規定に基づき、当委員会には「苦情調査審議部会」と「談合等調査審議部会」を設置しております。

部会委員につきましては、条例第7条第2項の規定により委員長が指名することとされております。部会員の案を事務局に配付していただきます。

資料の記載のとおり指名します。事案が生じた場合の開催ですので、よろしく申し上げます。

(4) 県営建設工事に係る入札及び契約手続の運用状況等について

【事務局から説明】

ア 入札方式別発注工事の状況について(資料No. 1～4)

イ 低入札価格調査制度対象工事の状況(資料No. 5)

ウ 指名停止等の措置状況について(資料No. 6)

【質疑等なし】

(5) 抽出工事に関する競争入札参加資格の設定方法等について

【望月委員長】

それでは、議事(5)抽出工事に関する競争入札参加資格の設定方法等についての審議を行います。

審議の対象となる工事について、今回は吉田委員に抽出していただいておりますので、吉田委員から御報告お願いいたします。

ア 抽出工事一覧表(資料No. 7)

【吉田委員】

事務局からの資料をもとに12月20日に対象工事の抽出を行いました。

抽出した工事は、それぞれ資料No.2から資料No.4までの工事のうち、条件付一般競争入札の予定価格1億円以上から2件、同じく予定価格1億円未満から1件、随意契約から1件としました。

抽出に当たりましては、予定価格が比較的大きく、落札率が高い、或いは低いものの中から、総合評価落札方式、価格競争方式、工事業者のバランスを考慮し抽出しました。

以上により、お手元の資料No.7の通り、4件の工事を抽出しましたので報告いたします。

※以下、抽出工事に係る案件について審議

【担当部局から説明】

イ 岩手県立不来方高等学校校舎大規模改造(建築)工事(資料No. 8)

[質疑等]

【雷委員】

資料 No. 8-14 の低入札価格調査票の「4 調査項目」の「① 当該価格で入札した理由」の部分で教えて欲しいところがあります。

3 行目の真ん中あたりから『効率的な段取りや計画により、下請業者に負担をかけることなく、コスト削減が図られている』とあるが、この『効率的な段取り計画』という部分と『下請業者に負担かけることなくコスト削減』がどのように図られているのか、この部分を教えていただければと思います。

(教育企画室)

こちらの理由についてはヒアリングを行いまして、コスト削減の中身としては、下請業者間のスケジュールをコントロールして、スムーズな工程管理と下請業者のスケジュールを調整できるので、それに伴う人件費等、そういう部分の経費削減できますというお話を確認しています。

下請業者の繁忙期とか閑散期もあり、高光建設の下請業者のネットワークでは“作業工程の無駄をなくしたスケジュール調整が可能です。”ということでした。

【望月委員長】

先ほど、資料 No. 5 の低入札価格調査制度対象工事の説明で追跡調査を行うという話があったが、今後も継続していくのか、ここにある問題がないという意見で解決しているという理解でよろしいのでしょうか。

(事務局)

低入札価格調査の追跡調査については、着工時、部分払請求時、複数年契約の場合は年度清算時、最後の完成検査時に行うこととしております。今回の追跡調査は、着工時の追跡調査です。

【望月委員長】

これは一つ調査としては終了という形でしょうか。

(事務局)

部分払請求時、今年度末の精算時に随時追跡調査を行うこととしております。

【望月委員長】

契約期間が長いので、初めはいいこと言っていて、後で・・・など往々にしてあるのかなと思い、低入札だとどうしても下請にしわ寄せが行ってしまうので、引き続き慎重に検討していただき、末端の方がしわ寄せや被害を受けないように気を配っていただけたらと思います。

[担当部局から説明]

ウ 二級河川気仙川筋新昭和橋（仮称）下部工工事工事（資料 No. 9）

[質疑]

【望月委員長】

参入見込が 38 者とあり、12 者の参入があったということで、参入見込というのはこのくらいの割合、12 者くらいだろうなという見立てでやるものなのか、全体として思ったより多かったという受け止めか感覚的に何かありますか

(大船渡審査指導監)

岩手県内に参加要件を求めましたが、大船渡管内ということで地理的に中央とか県北の業者は、距離的なこともあって参加については積極的ではないであろうという感覚はございますが、参加者

数までは、12 者という数までは見込んでいません。

【望月委員長】

当たり前ですが、やってみるまで分からないということですよ。

(大船渡審査指導監)

他地区での工事入札における各業者の受注状況で、配置技術者の確保とか様々な要件があると思いますので、委員長の言うとおりに、やってみないと分からないというところがあります。

【望月委員長】

内容的にできるできないがあろうかと思えますし、不来方高校の工事は2者だったので気になったところでした。多くの業者に参入して頂けるとよいのですが、こればかりは何ともいたしかたないところです。

【松林委員】

本日配付の資料 No. 9-2-2 からのところをみていますが、提案 1、提案 2 で各者、安全対策や利用者への配慮の方法などいろいろ書いています。これは環境面、安全面、それぞれ各者非常にバリエーションのある取組をされていますが、このような安全配慮の方法の基準などはあるのですか。

(大船渡土木センター住田整備事務所)

まず、要件については、町の中で、歩行者、生活者、通学路になっているので、いろいろなことを配慮して、例えば、安全、品質とかあるのですが、ここの場合は特に、中学校あり、小学校あり、さらに下流に幅 2 m の仮設歩道橋を造って通学路にしております。あとは重機などが入ってきますので、一番、安全ということを念頭に審査したところです。

県の仕様書には三部構成の仕様書があります。それに、安全管理とか一般的なことが網羅されております。その中に岩手県共通仕様書があるので、それに記載されているのは『一般的な提案として』それは評価し、その他各者さんの提案として評価しています。

あと私達、3人で審査しているのですが、ちょっと言っていることがわからない、イメージが違うだろうというものを「提案が不適切」として評価しています。

うちの事務所は小さいので、大船渡土木センターから客観的に見てくれる職員を1人、アドバイザーに置いて、その方にも見てもらい、大きい事務所の見解も含めて、そんな配慮をしております。

【松林委員】

一般的基準がある上で、それをクリアしたことはもちろん条件になるけれども、その上で現地の状況に合った配慮をされている、現実的な配慮されている会社を選ばれるということですか。

(大船渡土木センター住田整備事務所)

そのとおりです。現場も見ないで一般的な提案をするところもあり、本当にやる気のある業者は、現場を確認してどうやったらいいかというのを提案してくるので、かなり評価は違ってくるような気がします。

【阿部委員】

今日配付いただいた資料の No. 9-2、そちらの技術評価結果集計表の配置予定技術者の要件というところがあるかと思うのですが、資料 No. 9-2 ですね。「週休2日」の項目がありますが、先ほど冒頭でも局長から週休2日の部分、項目に加えてというようなお話もちょっとありまして、今回そういった適切な人員配置ができているところは 0.5 ということでポイントがついていて、そうでない形だと 0 になっているのかなと拝見していますが。

(事務局)

総合評価の技術提案評価項目Aの評価項目「週休2日の取組実績」についての確認とお聞きしました。具体的に各者から申請いただいた内容について、完全週休2日又は4週8休の取組を実施した実績がある業者については0.5点、4週7休又は4週6休の取組を実施した実績は0.2点、実績がないと0点という評価基準によって点数化しているものです。

【阿部委員】

入札者が12者あって、その中で半数ぐらいのところに点数が入っているので取組をされているところが約半数となっていますが、実際にそういった働き方の改善と申しますか、体制が推進しづらいといった、何かお感じになる部分はあるのでしょうか。

実際に工事業者さんを見て、働き方の取組の部分で、進めづらいところがあるのではないかとちょっと感じましたので、そのあたりお感じになっている部分が何かしらありましたらお聞かせください。

(建設技術振興課)

週休2日の取組についてですが、達成した場合に総合評価の点数や工事成績において加点するなど、インセンティブを付与しながら推進しています。

また、週休2日については、国、県のほか、岩手県建設業協会など官民一体となって推進しているところであり、会社として週休2日を実施している業者もありますが、給与体系が日給月給の会社の場合は推進しづらいという声を聴くこともあります。

4月1日から時間外労働の上限規制も始まるので、県土整備部では基本的に全ての工事を発注者指定型で実施していくことから、業者の取組も拡大していくものと思っております。

【阿部委員】

非常に人手不足の中での取組、大きな課題の部分かとは思いますが、県の方でもいろいろとサポートして進めていただければと感じておりますので、よろしくお願いいたします。

【望月委員長】

中小企業を育てるのが大事かと思うのですが、中小企業だと休みを取るのが難しいという話があります。

実際、弁護士として中小企業から相談を受けると、どう足掻いてもできない対策があります。人手不足もあるし、頑張っても努力をしたとしても、理想論はわかっても処理しきれないことが非常に多くて、相談があってもどうしようねってなったりするが、中小企業が未来に向けて大きくなっていかないと岩手の発展も望めないと思うので、中小企業の苦しいところにも気を配っていただけるといいなと思います。

[担当部局から説明]

エ 岩手県立産業技術短期大学校水沢校ボイラー修繕・貯油槽埋設配管更新工事（資料No.10）

[質疑等]

【松林委員】

参入見込みが20者あって入札参加者が1者ということで、これは、特にもちろん問題はないのですけれど、入札1者のみである理由が思い当たることがありましたら教えてください。

(奥州審査指導監)

できるだけ多くの事業者さんに参加していただきたいと思っておりましたが、入札が1者となった明確な理由はちょっとわからないのですが、型式の古いボイラーの修繕ということで、敬遠され

たのかなと考えております。

【松林委員】

古いというのは、それを修繕する技術がないとか知識がないとかよりむしろ、型式が古くて状況が悪いということでしょうか。

(産業技術短期大学校水沢校)

型式が古い機種のため、対応できる技術者の数が足りないのではないかと思います。元請では対応できる技術者がいないところがあると思いますが、下請に対応できる技術者のいる事業所と契約して進めることになると思いますが、そこの調整がうまく進まなかったのではないかと推測しています。

要は、技術者が少ないということだと思っています。

【望月委員長】

参入見込みが本局 12、北上 4、一関 4 と対応できる事業者が岩手県には少ないジャンルということでしょうか。元々、多くの事業者が参入するのは難しいということでしょうか。

(産業技術短期大学校水沢校)

今回の工事のメインの工種は、管工事の撤去更新の部分であり、これはかなりの業者さんが対応できるのではないかと推測できますが、ボイラーの修繕の部分加わっていますので、そこが影響したのではないかと感じているところです。

質問の趣旨からいうと、配管だけだとある程度の数の業者が対応できると推測しています。

[担当部局から説明]

オ 島の越漁港海岸高潮対策（橋梁下部工その 2）工事（資料 No. 11）

[質疑等]

【雷委員】

下部工の発注ということで、2脚のうち1脚の方を随意契約ということなのですが、この工事状況から見ると、当初から一緒に発注してよかったのではないかと思いますけど、なぜわざわざ分けたのでしょうか。

あと、随意契約に伴う諸経費調整ということで、私の認識では普通は本体と一緒に発注した方が諸経費等は経済的になると思うのですが、分離して諸経費率をそれぞれ計上すると普通は高上りになるという認識なのですが、その辺の説明をお願いします。

(宮古水産振興センター)

本橋梁については、東日本大震災津波で被災した旧水門の撤去と合わせて橋梁の架け替え工事を行うという内容ですが、防潮堤水門の完成に合わせて予算の範囲内で効率的に進めるために、既設水門の撤去と橋梁の下部工を先に発注したということです。

後工事は、既発注の下部工工事と施工ヤードが重複してしまうので、競争入札に付することが不利と認められるということで随意契約をしたものです。

諸経費調整の関係ですが、土木工事の標準積算基準書に基づき、随意契約により発注する工事においては共通仮設費など諸経費の調整を行って、一本の工事で施工するような形で諸経費を算定して契約しているものです。

【雷委員】

まず、橋脚っていうのは左右 2 つでワンセットですね。それを 1 脚はもう発注していて、今回

の発注のもう1脚を分離した。普通ワンセットなのが、なぜ一括で両方の、1つの橋の下部工を発注しなかったのかというところを質問したつもりだったのですが。

随意契約の諸経費ってというのは、今の説明だと、全体の諸経費率でやったということですね。今回の1億1千万円の経費率じゃなくて、既に発注されたのも含めた全体の大きい諸経費率の経費率で発注したということですか。それであれば経済的になるというのは、わかります。

(宮古水産振興センター)

発注したのは令和5年2月で、そのときの予算の範囲内で工事を早期に進めるために、まず、橋梁の既設水門の取り壊しと橋梁下部工1基を予算の範囲内でまず発注して、工事を進めたということとであります。

【雷委員】

2脚の工事費を捻出出来なかったのが1脚ずつやったということですか。

(宮古水産振興センター)

最初の工事を発注するときに、予算の範囲内で発注した結果、1基としたものです。

諸経費率は、前工事と合わせた金額での諸経費としておりますので、単独工事での諸経費とはなっていません。

【望月委員長】

前工事の発注は競争入札だったのですよね。

(宮古水産振興センター)

条件付一般競争入札で、8者が参加して入札しています。

【望月委員長】

その時には、追加の部分は先の工事の段階から参入業者には示されているものなのでしょうか。

(宮古水産振興センター)

前工事の時点では示していません。

【望月委員長】

予定されていたものだとしてどう扱うのがいいのか、あらかじめ明示されるべきものなのかよくわからないのですが、橋梁という内容から1者でやった方がいいのは間違いないと思いますし、安全上、当初から計画されているプランもあると思いますから、後半が随意契約になるのが当然というのもよくわかるのですが、初期段階で予算の関係でできなかったのも理解できるし、雷委員の言うとおり、本来はまとめてやるべきものなのだろうと素人感覚でもわかると思いますが、そうなったとき、全体像が見えてないと困るジャンルでもあるだろうと考えると、後半で別なところをやるとちぐはぐになってまずかろうという意味で言えば、あらかじめ全体の進むべきアウトラインがあるべき案件なのかなと。同一業者で処理して、安全上問題ないというプランで進めるべきものではないかなと思ったときに、どういうやり方が正しいのか慎重に考えるべきものなのかなというような気がしました。

正解を持ち合わせていないので申し訳ないのですが、そう感じました。

(宮古水産振興センター)

今の御意見、参考にさせていただきます。

【まとめ】

【吉田委員】

抽出工事に関する意見ではないのですが、この審議会が久しぶりなので、その間に温暖化なり、気候変動についての危機感というのを生活者はかなり強く持ってきています。それで温暖化と公共事業ということでちょっと御意見というか質問です。

先ほどから持続可能な公共事業という話が、局長の御挨拶や委員の方からも出てきて、それは多分、働き方の環境整備とかそういう審議のことかなと思うのですが、私は持続可能と言ったら、温暖化を少しでも食い止めなければと思っていて、そのために地方自治も企業も、私たち生活者も本当に努力しないといけないと思っています。

その際に公共事業は、かなりいろんなことができるのではないかと、ずっとこの間思い続けています。

例えば建物などですと、多少経済的コストが高まっても、断熱をかなり高めるとか、熱が発生したらその熱を利用するような仕組みを作るとか、或いは屋上に太陽光パネルを置いて、そのものが発電できるような建物にするとか、太陽光パネルは、例えば山を切り開いてというのでは批判があるのでそれは駄目だと思いますけれど、公共施設が屋根や壁などにたくさんつけるようにして、できるだけ地域の中でエネルギーを作って、お金を外に流出さないという考え方がこれから重要になると思っています。

私の言いたいことは、いろいろな入札の条件の中に、単に環境にやさしいとかそういう条件で入れるよりは、これからの公共事業は、それぐらいの大きな視点というか、ただ単に経済的コストとして安くなり適切な価格というのではなくて、将来のことを考えてコストを上乘せしてもちゃんとした建物を作るとか、建設物を作るとか、道路であれば、道路の脇にもゆくゆくは太陽光パネルを建ててつけられるように、海外のようにできるようにするであるとか、そういう視点で、単に工事に頼んだところで進まない話なので、もっと県が主導する必要があると思うのです。

だから公共事業は、これからは環境の部分ともっとリンクして、主導したり大きな視点を持って進めなければならない分野ではないかなと、本当にやれることがいろいろあるのではないかなと思うようになったのですが、その辺は、今岩手はすごく環境、CO²の排出、カーボンをできるだけ減らすということで頑張っているところなのですが、環境との話し合いをして、画期的に進めるような話し合いをしているのでしょうか。あるいは、していないのであればぜひそういう視点を入れて欲しいと、本当に切実に生活者としては考えています。

(建設技術振興課)

わかる範囲でお答えしたいと思います。公共事業を進めるにあたって、例えば建築物の計画時には経済性や将来的な維持管理も含めて考えるということはあると思います。

太陽光パネルを載せる場合には設備費も相当かかるので、整備費と将来的な維持管理費も含めて経済的でなければ、必ずしも載せることにはならないと思いますが、事業課サイドでも検討をしているものと思われます。

環境部分なので、そちらの部局が主導して行っているのではないかなとは思いますが、県土整備部では、例えば道路でそういうものを採用しているかということ、まだそこには至っていないと思います。

【吉田委員】

意見として、是非、今公共事業が県民からの大切な税金を自分たちの財産を使っているわけなので、今だけのコストじゃないコストを考えなければという潮流もでてきているので、岩手県はそういう意味では先駆けて進めて欲しいなと思います。

今時点での採算だけではないことを、エネルギーの効率利用や省エネとかいろんなことを考えた公共事業ということ、公共事業だからこそやって欲しいと思っています。

(建設技術振興課)

県営住宅や他の施設でも維持管理計画を策定して管理していくことになると思いますが、改築工事の中では環境面にも配慮していることはあるのではないかと思います。

(事務局)

公共工事に関しても環境に配慮するというのはおっしゃるとおりですが、今回のこの場合は公共工事に関する入札制度や契約の状況を御審議いただく場なので、御意見いただいた環境に配慮という部分については施設を所管している部局で必要な配慮をしながら予算を措置する形になっているものと思います。

それを受けまして私どもの方でも、入札制度として適正な価格で落札という形に結び付けていくということで御理解いただきたいと思います。

【吉田委員】

理解いただきたいというのではなくて、そういう視点でも今考えなければならない時期に来ているので、経済的というコストでの入札ということですけども、今、安く使っているのは、将来のエネルギーを私たちが先取りして使っているから安くなっているわけであって、やっぱりもうちょっと将来も考えて、是非県の施設の中で私たちの部署はここだけという考えではなくて、問題提起を消費者はしているの、いろいろな関係の中で考えてもらいたいというところを受け止めてほしいと思います。

(事務局)

御意見として承ります。

【望月委員長】

内部で情報共有をしていただければと思います。

(6) 県営建設工事に係る入札の取りやめの状況及び落札率について

[事務局から説明]

ア 入札の取りやめ状況について (資料 No. 12)

イ 県営建設工事入札方式別落札率データ (資料 No. 13)

[質疑等なし]

7 その他

(事務局)

望月委員長には、長時間にわたり議事を進行いただき、ありがとうございました。

4の「その他」でございますが、2点ございます。

1点目は、次回の委員会の日程についてでございます。

当委員会は、委員会運営規程により、原則として6か月に1回、年2回開催することを基本としております。

したがいまして、次回開催は7月頃となりますことを御了承いただきたいと思います。

また、審議対象工事を抽出する委員は、委員会事務処理要領により、御名前の五十音順による輪番制としておりますが、次回の工事審議案件の抽出を雷委員にお願いすることとなりますので、よろし

くお願い申し上げます。

2点目は、この後に開催する部会についての御案内でございます。

苦情調査審議部会につきましてはこの部屋で、また、談合等調査審議部会につきましては23号室におきまして開催いたしますので、お集まりくださいますようお願いいたします。

8 閉会

(事務局)

以上をもちまして、岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会の一切を終了いたします。

ありがとうございました。